

令和7年度青森市放置危険空き家対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、利活用が困難で保安上危険な空き家を除却する者に対し、当該年度の予算の範囲内において、放置危険空き家対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、もって市民の安全で安心な生活環境の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放置危険空き家 市内に存する不良住宅又は特定空家等で、概ね年間を通して居住その他の使用がなされていない状態にあるものをいう。
- (2) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (3) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であつて、市長が認めたものをいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる放置危険空き家（以下「補助対象物件」という。）は、市内に存し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主たる構造が木造又は鉄骨造である一戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていた併用住宅に限る。）であるもの
- (2) 第9条第2項の規定による評定において、別表の評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとに掲げる最高評点を超えるときは最高評点）を合算した点数が100点以上であるもの
- (3) 空家法第22条第3項に規定する措置の命令を受けていないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象物件の登記事項証明書（未登記の場合は青森市の固定資産税課税台帳）に所有者として登録されている者（共有名義の場合にあつては、共有者全員の合意により選出された者）
- (2) 前号に掲げる者の相続人（複数の相続人がある場合にあつては、相続人全員の合意により選出された者）
- (3) その他市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者となることができない。

- (1) 法人
- (2) 市税を滞納している者（第10条第1項の規定による申請時点において次の要件を

満たす者を除く。)

ア 前々年度までに納付期限が到来している市税に未納の額がないこと。

イ 前年度以後に納付期限が到来している市税について、市に対し分割納付の誓約をし、分割納付計画に定められた納付期限までに分割納付していること。

ウ イの場合において、分割納付の覆行を怠ったことがないこと。

- (3) 所有者又は相続人が複数ある場合において、全ての所有者又は相続人から同意を得ていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者
- (5) 第10条第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）以外に補助対象物件の抵当権その他の権利を有する者がいる場合、その全員から、申請者が費用を負担し、補助対象物件を除却することについて同意を得ていない者
- (6) その他補助対象者として適当でないと市長が認める者

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象物件の除却を行う工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象としない。

- (1) 第11条の規定による補助金の交付決定通知前に着手した工事
- (2) 他の制度等による補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事
- (3) 補助対象物件の一部を除却する工事
- (4) 完了予定が、令和8年2月28日以後の工事
- (5) その他補助対象工事として適当でないと市長が認めるもの

（補助対象工事に係る工事施工業者）

第6条 補助対象工事は、次の各号の全てに該当する者により施工されるものでなければならない。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に主たる事業所を有する個人
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する登録を受けた者

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）又は300,000円のいずれか低い額とする。

（事前協議）

第9条 次条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、除却しようとする放置危険空き家（以下「事前協議物件」という。）が補助対象物件に該当するか否かについて、青森市放置危険空き家対策事業補助金事前協議申出書（様式第1号）を市長に提出し、協議を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議の申出があったときは、事前協議物件について別表による評定を行い、その結果を青森市放置危険空き家対策事業補助金事前協議結果通知書（様式第2号）により当該申出者に通知するものとする。

（交付申請）

第10条 補助対象者は、令和8年1月30日までに、青森市放置危険空き家対策事業補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 工事見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）
- （2） 位置図及び写真
- （3） 補助対象物件の登記事項証明書又は延べ面積がわかる書類
- （4） 補助対象物件の所有者又は相続人（複数の者がある場合にあつては、全ての所有者又は相続人からの合意により選出された者）であることを証する書類
- （5） 運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他の所有者の氏名及び住所が確認できる書類
- （6） 市税に係る納税証明書若しくは完納証明書又は添付書類省略に係る同意書
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することを決定した場合にあつては、青森市放置危険空き家対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあつては、青森市放置危険空き家対策事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第12条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第5条の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- （1） 補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を行う場合にあつては、青森市放置危険空き家対策事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出してその承認を受けること。ただし、前条の規定により決定の通知を受けた交付決定額を増額することはできないものとする。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあつては、青森市放置危険空き家対策事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出してその承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。
- (5) 補助事業に係る工事は、第6条に規定する者に発注すること。この場合において、当該者に対し、工事の全部の施工を第三者に請け負わせないこと。
- (6) 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出が必要な場合は、当該届出をすること。

(申請の取下げの期日)

第13条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(状況報告及び実地調査)

第14条 市長は、補助対象工事の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第11条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことがある。

- 2 規則第8条第1項の規定による報告は、青森市放置危険空き家対策事業補助金状況報告書（様式第7号）を提出して行うものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、青森市放置危険空き家対策事業補助金完了実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (3) 工事状況写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定により実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、青森市放置危険空き家対策事業補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助事業者、施工業者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者に指示することがある。

(補助金の交付)

第17条 補助金は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求等)

第18条 補助金の請求は、第16条第1項の規定による通知を受けた後において、青森市放置危険空き家対策事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出して行うものとする。

(取扱方法)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年7月1日から実施する。